

令和 6 年度

名古屋市立扇台中学校

いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのためにいじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服するという強い意志で行わなければならない。

学校は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通す責務を有し、いじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことがあってはならない。

2 校内体制

- ・ 学校は、いじめ防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりのためにいじめが発生した場合の対応やいじめ防止のための指導計画を示す。
- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ 「いじめ等対策委員会」は月1回や緊急な場合など必要に応じて開催する。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」の構成員
校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任・生徒指導主事・学年生活係
教育相談部長・養護教諭・スクールカウンセラー・当該生徒の担任、顧問等
- ・ 機動的で柔軟な対応ができるように、生徒指導主事を情報の「集約担当」とする。

3 教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が多様な背景をもつ生徒の理解と配慮も含めた人権意識をもつ。
- ・ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ いじめの認知の判断基準については、加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」などの要素によりいじめの定義を限定して解釈することのないようにする。
- ・ 生徒と触れ合う時間をできる限り多く取る。
- ・ 生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、生徒が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- ・ いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。
- ・ いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じないと認められる場合において初めて判断する。

4 未然防止の取組

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高まるよう努める。
 - ・ 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で相互に補い合っていく中で、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
 - ・ 上記の内容について、学校及び生徒の実態を踏まえ、なごや子ども応援委員会と協働して企画・計画・実践を進める。
- (1) 授業づくり
- ・ 生徒が自らの可能性を最大限に伸ばし、人生をたくましく生きていくことができるよう、生徒主体の授業づくりに取り組む
 - ・ 「わかる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向け、教師一人一人の授業力向上に努める。
- (2) キャリア教育の充実
- ・ 自己理解・他者理解を通して、将来どのような生き方をし、どのような社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考えるキャリア教育の取組を進める。
- (3) 道徳教育・人権教育
- ・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切にす」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にす心を育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

(4) 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付く・学ぶ機会を設定する。
- ・ 一人一人の生徒が活躍できる学校生活をつくることのできる場や機会を設定し、生徒の自己有用感の育成を図る。
- ・ 単に生徒が何かを体験すればよい、生徒同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく、生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達によさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、道徳の授業はもとより、学級活動、生徒会活動において、生徒の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。
- ・ 生徒会の取組において、「なごやINGキャンペーン」、「いじめ防止教育・自殺予防教育」等の機会を生かし、生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止める、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。

《学校全体での取組・活動》

「体育大会の学年種目」「学級旗作成」「音楽会」
「卒業式に向けた装飾」など

《各学年での中心となる取組・活動》

【1年生】 「校外学習」「職場訪問」
【2年生】 「稲武野外学習」「上級学校訪問」
【3年生】 「修学旅行」
※学年ごとのレクリエーション活動

(5) 教育相談

- ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、全生徒に教育相談係について知らせるとともに、1年生にはスクールカウンセラーとの面談を実施する。

(6) 情報モラルについて

- ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
- ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等を実施や「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておくことなど、折に触れて依頼する。

5 早期発見の取組

学級や部活動など、学校生活すべての場において、生徒をきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、「生活の記録」の点検などを計画的に行い、日常の生徒の様子を把握する。また、なごや子ども応援委員会と定期的に情報交換を行うことで早期発見に努める。

(1) 日常的な観察

- ・ 日頃から生徒との触れ合いを多くして、生徒一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、生徒が示すサインを見逃さないようにする。

(2) 「ウェブ版学校生活アンケート」

- ・ 学級集団づくりに活用する中で、結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって、生徒個々への対応、また、学級集団づくりに活用する。

(3) 定期的なアンケート調査

- ・ 月に1回の「生活アンケート」の実施により、生徒が学校に安心して通うことができているのか、誰が被害者か加害者かとは関係なく、いじめが起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取組の評価・改善につなげる。

(4) 緊急的なアンケート調査

- ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的にアンケート調査を行う。

(5) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ 転入時においては、学級担任以外に、スクールカウンセラーや養護教諭などを紹介する。
- ・ (2)(3)でのアンケート調査の結果等を基に、全ての生徒を対象として、年に2回、教育相談週間を設ける。
- ・ 生徒が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

(6) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から生徒のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

(7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- ・ 年度当初に、全生徒に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ 生徒手帳やかばん等に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

(8) SNS相談

- ・ 相談先が24時間365日あることを生徒に周知し、アクセスコードを配布する。また、学習者用タブレット端末を使って、SNS相談の体験活動をさせる。

6 いじめに対する措置（いじめの重大事態・警察との連携を含む）

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた生徒に関しては、早期発見・早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
- ・ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
- ・ 生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階から的確に関わりをもつようにする。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめ行為を発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で対応することなく、速やかに「集約担当」に報告し、できるだけ早く「いじめ等対策委員会」を開催するなど、関係事実を迅速に共有する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・ 以下のような「重大事態」については、直ちに教育委員会に報告し、連携を図りながら調査に着手する。

○「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

○「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」

- ・ 30日を待たず、一週間をめぐりに連絡し概要を報告する。

- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

(2) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 保護者には、電話連絡だけでなく、可能な場合は家庭訪問等により事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じて、なごや子ども応援委員会や外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。
- ・ 必要な場合は、なごや子ども応援委員会に対して、いじめを受けている生徒への個別の安全確保、警察と連携した対応の窓口を担うようSPによる支援の要請を行う。

(3) いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の

教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

- ・ 生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応を行う。

(4) 集団への働きかけ

- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめの解消とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに所轄警察署・関係機関に相談しながら対応する。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、教育委員会に一報するとともに、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

7 なごや子ども応援委員会との連携

なごや子ども応援委員会コーディネーターを中心として協働を図り、未然防止及び早期発見の取組を進めるとともに、問題の解決に努める。

8 校内研修の実施

いじめ対策検討会議の報告や生徒指導提要を活用する等、いじめ防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

9 学校評価の実施

学校は、より実効性の高い取組を実施するために、PDCAサイクルに基づき、策定した「学校いじめ基本方針」の見直しを必要に応じて行う。

また、いじめ防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、検討する。

◆ いじめを発見、訴えを聞いた場合の対応の流れ ◆

直接目撃した
(暴力行為、からかい、死ね等の言葉など)

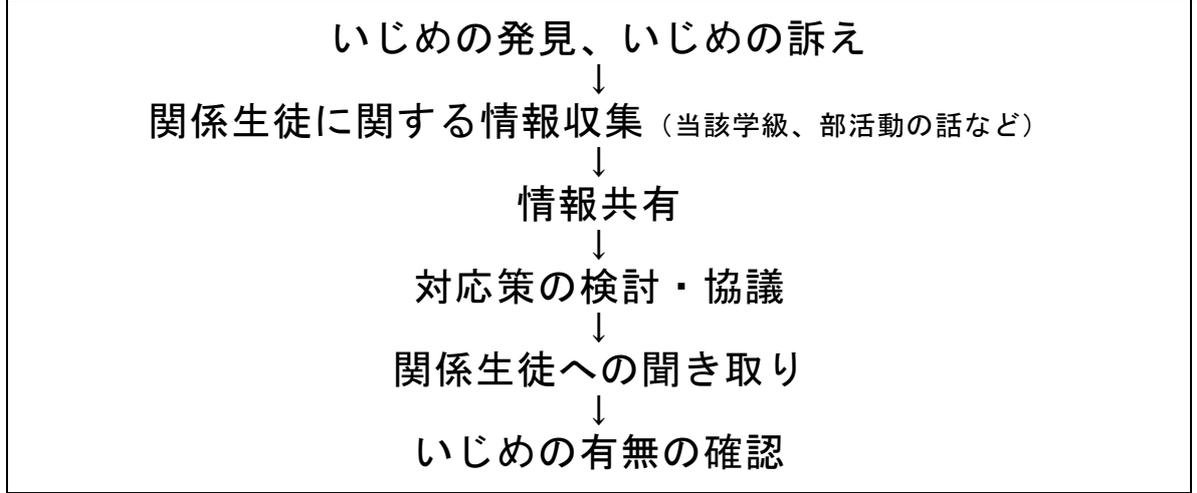
通報・相談を受けた
(本人、他の生徒、保護者などから)

その場で制止・指導
軽視・放置しない

真摯に傾聴
軽視・後回ししない

集約担当に報告

**できるだけ早く「いじめ等対策委員会」を開催し、
関係事実を迅速・正確に報告**



- ◆被害・加害生徒の保護者への連絡・家庭訪問 (担任・学年主任・学年生活係・生徒指導主事)
- ◆被害生徒の安全確保・心のケア (担任・養護教諭・相談係・SC)
- ◆加害生徒への指導・別室指導・心のケア (学年主任・生徒指導主事・SC)
- ◆観衆・傍観者への指導 (担任・学年主任・学年生活係・生徒指導主事)
- ◆状況に応じた謝罪等の場の設定 (学年主任・生徒指導主事・教頭)
- ◆客観的な事実 (聞き取りの内容等) を、時系列で正確に記録 (担任・学年生活係・生徒指導主事)
- ◆なごや子ども応援委員会と協働 (コーディネーター)

継続指導・経過観察

再発防止・未然防止の取組

年間を見通したいじめ防止のための指導計画

月	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	校内研修
4	職員会議 ・指導方針 ・指導計画 いじめ等 対策委① ・事例報告 ・情報交換	学級開き 学級目標の設定 仲間作り 学校生活の きまりの確認 校外学習実行委員 修学旅行実行委員 稲武野外学習 実行委員	あったかハート 配布 自己紹介カード 生活アンケート①	研修① ・生徒理解
5	職員会議 いじめ等 対策委②	実行委員会活動 体育大会 こころの元気チェック①	学校生活アンケート① (WEBQU) 生活アンケート②	情報共有 研修② ・救急法 ・命について
6	いじめ等 対策委③	環境ウィーク トライ&アクション 修学旅行(3年) 校外学習(1年)	教育相談アンケート① 教育相談週間① 生活アンケート③ 修学旅行振り返り 校外学習振り返り QU結果の返却	研修③ ・SNSについて
7	職員会議 いじめ等 対策委④ いじめ防① ・情報共有 ・情報提供 依頼	学級旗 デザイン決め 音楽会曲決め 夏休み事前指導	生活アンケート④ 保護者会①	研修④ ・WebQUについて
8				

↑ 事業発生時・いじめ対策委員会の随時開催 ↓

↑ わかる授業・全員が参加活躍できる授業の実践

↑ 生活の記録の活用・学校生活アンケートの実施

9	職員会議 いじめ等 対策委⑤	自殺予防教育授業 稲武野外学習 (2年)	生活アンケート⑤	
10	職員会議 いじめ等 対策委⑥	こころの元気チェック② 道徳授業実践 情報モラル教育 音楽会	学校生活アンケート② (WEBQU) 生活アンケート⑥	情報共有 研修⑤ ・不登校に ついて ・自殺予防 について
11	職員会議 いじめ等 対策委⑦	ストレスマネジメント授業	音楽会振り返り 生活アンケート⑦	
12	いじめ防② ・情報共有 ・情報提供 依頼 いじめ等 対策委⑧	人権週間 ・朝の読み物教材 ・人権集会 ・INGキャンペーン 冬休み事前指導	教育相談アンケート② 教育相談週間② 生活アンケート⑧ QU結果の返却 保護者と情報共有 保護者会②	
1	職員会議 いじめ等 対策委⑨	2年上級学校訪問 1年職場訪問 事前指導 こころの元気チェック③	生活アンケート⑨ 保護者会③	
2	職員会議 いじめ等 対策委⑩	2年上級学校訪問 1年職場訪問	体験学習振り返り 分散学習振り返り 生活アンケート⑩	
3	職員会議 いじめ等 対策委⑪		小中情報交換 生活アンケート⑪	

カウンセラーによるカウンセリング(随時) ↓

カウンセラーによるカウンセリング(随時) ↓